

(2) 管外旅費の支給事務の不備

対象 受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
総務部 市町村課	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="448 558 1555 835"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成27年8月28日</td> <td>30,500円</td> <td>平成27年10月22日</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成27年8月27日から 同月28日まで</td> <td>38,340円</td> <td>平成27年10月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都内	平成27年8月28日	30,500円	平成27年10月22日	東京都内	平成27年8月27日から 同月28日まで	38,340円	平成27年10月22日	<p>旅費の精算事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>監査での指摘事項と今後の対応について、所属内の職員全員に対しメールで周知した。</p> <p>また、総務担当者が2週間に1回程度SSCで精算状況の確認を行うよう、事務処理を改めた。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
東京都内	平成27年8月28日	30,500円	平成27年10月22日												
東京都内	平成27年8月27日から 同月28日まで	38,340円	平成27年10月22日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月22日から同年7月29日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
府民文化部 人権局 人権企画課	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="454 520 1561 642"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 520 750 562">出張先</th> <th data-bbox="750 520 1032 562">出張期間</th> <th data-bbox="1032 520 1279 562">旅費支給額</th> <th data-bbox="1279 520 1561 562">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 562 750 642">さいたま地裁ほか</td> <td data-bbox="750 562 1032 642">平成27年6月5日</td> <td data-bbox="1032 562 1279 642">30,330円</td> <td data-bbox="1279 562 1561 642">平成28年3月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	さいたま地裁ほか	平成27年6月5日	30,330円	平成28年3月17日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>管外出張者は、旅費の確定後30日以内に精算を行わねばならないことを、人権局局内幹部会議において周知徹底した。</p> <p>また、旅費担当者は管外出張確認簿を作成し、精算漏れがないか随時確認し、未精算となっている場合は個別に提出を促し、適正な処理を行うよう努めている。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
さいたま地裁ほか	平成27年6月5日	30,330円	平成28年3月17日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局監査：平成28年6月15日から同年7月15日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
福祉部 高齢介護室 介護支援課	<p>管外旅費における精算事務において、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="540 558 1644 674"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成27年11月13日</td> <td>29,280円</td> <td>平成27年12月15日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	精算日	東京都	平成27年11月13日	29,280円	平成27年12月15日	<p>概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に基づき適正な処理を行うよう、全職員に徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>今回の監査結果を受け、平成28年9月28日付けで、室の職員全員に旅費（概算払）の精算手続について周知を行い、精算時期に誤りの無いよう注意喚起した。</p> <p>また、旅費担当者は、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行うよう努めている。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額	精算日								
東京都	平成27年11月13日	29,280円	平成27年12月15日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
福祉部 子ども室 子育て支援課	<p>管外旅費における精算事務において、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="486 653 1362 856"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成27年12月4日</td> <td>29,680円</td> <td>平成28年1月13日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成27年12月11日</td> <td>29,240円</td> <td>平成28年1月13日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成27年5月25日</td> <td>29,980円</td> <td>平成27年7月3日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	精算日	東京都	平成27年12月4日	29,680円	平成28年1月13日	東京都	平成27年12月11日	29,240円	平成28年1月13日	東京都	平成27年5月25日	29,980円	平成27年7月3日	<p>概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に基づき適正な処理を行うよう、全職員に徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>今後同様の事例が起こらないよう、概算払を受けた旅費の精算手続等について室内全職員に対し、メールにより周知を行った。</p> <p>また、旅費担当者は、精算完了までが一連の事務の流れであることを改めて認識し、管外出張する者に対し出張終了後、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行うよう努める。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額	精算日																
東京都	平成27年12月4日	29,680円	平成28年1月13日																
東京都	平成27年12月11日	29,240円	平成28年1月13日																
東京都	平成27年5月25日	29,980円	平成27年7月3日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月15日から同年7月6日まで）